

公益社団法人芝法人会 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人 芝法人会（以下「この法人」という。）の定款第7条の規定に基づき、この法人の会費の収納に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費の種類)

第2条 この法人の会費年額は、「別表」のとおりとする。

(会費の用途)

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の20%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。

(会費の納期)

第4条 会費の納入は、年1回とし、毎年6月末日までに納入しなければならない。

ただし、新規会員は、入会時に 当該事業年度分とその次の事業年度分を納入するものとする。

2 会費は次の方法により支払う。

- (1) 振込
- (2) 自動引落とし

(中途入会の会費及び納期)

第5条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、入会の日属する月の翌月から年度末までの月数による。

2 前項の会費の納入は、請求書の到着後すみやかに納入するものとする。

(会費の滞納)

第6条 会員が定款第8条第5号に該当すると判断した場合、1ヶ月前に文書により催告し、催告に応じないときは会員資格を喪失する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

附則

1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2 この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

3 改正・施行 令和6年6月11日

ただし、令和6年6月11日以前に入会手続を完了し会員となっている者には、令和7年度分の会費請求時から適用する。